

備考

注意事項
注 意、事項説明のときには、本証を提示すること。

- 1 取引の関係者から請求があつたとき、又は本証が失効したときは、遅やかに本証を返納すること。
- 2 登録が消除されたとき、又は本証が受けたときは、遅やかに本証を提出すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、遅やかに譲渡してはならない。
- 4 本証は他人に譲り受けた場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する本証を更新すること。
- 5 本証を受講すること。